

南九州市スポーツフェスタ 2026

出店事業者の方へ(キッチンカー事業者)

1 目的

「南九州市スポーツフェスタ 2026」における来場者の満足度向上のため、飲食物などを主に販売していただき、一緒に大会を盛り上げてくださることを目的としています。

2 出店場所

知覧平和公園内

※移動販売車の設置個所については、南九州スポーツクラブ事務局（以下「事務局」という。）が指定します。

3 出店申込資格と制限

（１）出店申込資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申込することができます。

- ①公的機関の発行する市内にて有効な営業許可証を有すること。
- ②営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業であること。
- ③食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者であること。
- ④保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者。
- ⑤生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）等に参加していること。
- ⑥目的に賛同していただける者。

（２）出店申込制限

次のいずれかに該当する法人又は個人は、応募することができません。

- ①過去３年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
- ②国税及び地方税を滞納しているもの。
- ③公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそこに属する者。
- ④代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者。
- ⑤会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者。

4 出店について

（１）出店日時

令和８年 10 月 11 日（日） 午前 10 時から午後 4 時まで

（２）各種費用

出店料：無料

その他、営業のために必要なすべての費用は出店者の負担とします。

また、配置は事務局の指示に従っていただきます。電気設備、排水設備、水道設備はありませんので、発電機等は出店者で用意していただきます。

(3) 出店の取消

出店者が公序良俗に反する使用をした場合や、事務局が出店を不相当と判断した場合には、出店を取り消すことができるものとします。

なお、出店者が取り消しを受けた場合において、出店者に損害が生じても、事務局は一切その責めを負いません。

(4) 原状回復

当日の出店後は、出店者の負担により、使用箇所を現状に回復していただきます。

(5) その他

①移動販売車設置スペースは禁煙としていただきます。

②法令が定める申請・届出や必要な資格者の設置は、出店者の責任と負担で実施していただきます。

③設置スペースは常に清潔に保っていただき、清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施していただきます。

④出店者は、移動販売車付近にゴミ箱を設置することとし、その設置費用及び清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施していただきます。

⑤酒類は販売できません。

⑥調理に火気を使用する場合は消火器を設置してください。

5 損害賠償

(1) 出店者はその責めに帰する理由により、会場の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、会場を原状に回復した場合はこの限りではありません。

(2) 出店者は、出店場所の使用に当たり、南九州市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

(3) 移動販売の実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害が生じても事務局はその責めを負いません。

6 定めのない事項等の処理

この募集要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令等の定めるところによるもののほか、事務局と出店者と協議のうえ処理するものとします。

7 申込提出書類

- ①出店申込書
- ②営業許可証一式の写し
- ③P L 保険証書の写し

8 申込書類等提出場所及び問い合わせ先

南九州スポーツクラブ事務局（南九州市役所社会教育課スポーツ推進係内）

担当：桑水流、菊永

〒897-0215 南九州市川辺町平山 3234 番地

T E L 0993-56-1111（内線 4943） F A X 0993-56-5970

メールアドレス sports-i@city.minamikyushu.lg.jp